

## 第三者評価実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、青森県社会福祉士会が第三者評価機関として行う福祉サービスの第三者評価について必要な事項を定める。

### (評価)

第2条 青森県社会福祉士会は青森福祉サービス第三者評価推進協議会が定めた評価基準及び評価手法等に従い、事業の種類ごとに評価する。

### (評価実施サービス)

第3条 青森県社会福祉士会は評価機関として、児童福祉関係、身体障害者福祉関係、知的障害者福祉関係、精神障害者社会復帰施設、老人福祉関係等を評価実施する。

### (契約)

第4条 青森県社会福祉士会は第三者評価事業を行うに当たっては、福祉サービス事業者と文書による契約を取り交わすものとする。

2 契約書には契約金額、評価機関の義務、事業者の義務、契約変更、損害賠償等、必要な事項を盛り込まなければならない。

3 青森県社会福祉士会は、契約に当たって、事業者に事業の趣旨、評価内容、評価手法、評価調査者等の重要事項を事前に説明しなければならない。

### (評価の実施方法 書面調査及び訪問調査)

第5条 評価業務は、書面調査及び訪問調査により実施する。

2 書面調査は、事業者が行う評価基準等に関する自己評価の結果と当該事業者の組織及び事業の概要等を示す書類に基づき、評価基準等の項目ごとにサービスの実施概況等を把握する。

3 前項の自己評価は、評価基準等の評価項目について、事業者自らが、各部門に従事する職員の評価を取りまとめ、経営者または管理者及び各部門担当職員の合議により作成する。

4 訪問調査は、書面調査及び分析結果を踏まえ、現地において評価基準項目に沿って運営やサービスの実施状況を把握、検証する方法により行う。

### (評価調査者の責務)

第6条 評価調査者が評価業務に従事する場合は、推進協議会が発行する評価調査者資格証明書を携帯し、事業者及び利用者等に対する調査等を行う場合は、これを提示し、身分

を明らかにした上で実施する。

(評価調査者の業務)

第7条 1件の評価業務は、評価調査者2名以上が合同して実施し、当該業務については同一の評価調査者が一貫して実施する。

2 評価調査の取りまとめは、当該評価業務に携わった評価調査者の合議により行い、評価結果を決定する。

(評価結果の報告等)

第8条 青森県社会福祉士会は、取りまとめた評価結果を事業者に報告し、内容を説明するとともに、評価結果の公表については事業者の同意を得る。

2 青森県社会福祉士会は、第三者評価事業の終了後、推進組織に対して、その評価結果及び公表に関する同意の有無を報告する。

(評価結果の公表)

第9条 青森県社会福祉士会は、事業所の同意が得られた評価結果を、推進組織へ報告の後、公表内容を当該評価機関のホームページ上で公開するとともに、事務所に公表書類を備えて閲覧可能な状態にしておくことにより公開する。

2 青森県社会福祉士会は、やむを得ない場合は推進協議会に対して評価結果を報告することにより、前項の公表に替えることができるものとする。

3 公表の期間は、評価実施時の翌年度から起算して4年間とする。

(評価事業の主たる実施地域)

第10条 青森県社会福祉士会が実施する評価事業の実施地域は県内全域とする。

(評価事業の開始年月日及びその後の1年間の実施計画)

第11条 評価事業の開始は平成18年1月1日とする。1年間の実施計画はおおよそ10件をめどにする。